

# 法務速報（第 282 号/2024 年 11 月 27 日）

公益財団法人 日弁連法務研究財団

## (本号の目次) -----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 6 年(2024 年)10 月 18 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 10 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 10 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

## (掲載判例 INDEX) -----

\*「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

### (民事法)

【1】表見相続人は真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても当該真正相続人が相続した財産の所有権を時効により取得できると判示(令和 6 年 3 月 19 日最高裁)

参照条文等: 民法 162 条・884 条

キーワード: 相続回復請求権 消滅時効 取得時効

【2】自治体から一般廃棄物の区域外処分の委託を受けた業者が不適切な処分を行い環境保全上支障をもたらした場合、当該自治体に必要な措置を講じる義務があるとした原判決を取消し、廃棄物処分場立地自治体の請求を棄却した事例(令和 4 年 12 月 7 日名古屋高裁金沢支部)

参照条文等: 民法 697 条・702 条・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 6 条の 2

キーワード: 環境保全上の支障 廃棄物処分場 自治体

【3】Y 市立小学校 4 年の図工の授業中同級生のドライバーが X の左目にあたり X は視力低下や複視の後遺症を負ったため、授業を担当していた教諭 A が然るべき監督を怠ったとして Y に損害賠償を求めた事案で、請求の一部を認容(令和 5 年 1 月 12 日大阪高裁)

参照条文等: 国家賠償法 1 条 1 項

キーワード: 小学校 図工の授業 事故 監視 損害賠償

【4】被差別部落の所在を示す著作物の出版等や原告らの個人情報のウェブ上の公表等により不利益を受けるおそれがあるとして人格権に基づく救済措置として出版等の禁止、ウェブ上の記事等の削除及び公表の禁止等の請求が認容された事例(令和 5 年 6 月 28 日東京高裁)

参照条文等: 民法 709 条

キーワード: 被差別部落 人格権に基づく救済措置 個人情報

【5】夫婦の一方(X)が他方(Y)に対し婚姻前に自身の疾患(IgA 腎症、婚姻の数年前に高リスク群と診断されていた)について正確に告知しなかったこと等が告知義務違反に当たる旨主張し、不法行為に基づく損害賠償を求めたところ、請求が棄却された事例(令和 4 年 11 月 22 日東京地裁)

参照条文等: 民法 709 条

キーワード: 婚姻前 疾患 告知義務違反

【6】Y(放送事業者)が詐欺未遂事件の犯人が X であると断定し、その容貌及び音声を放送したことに対し、X は自己の名誉が毀損され、取材時の合意に反し X の肖像権が侵害された等として損害賠償を求めたところ X の請求が一部認容された事例(令和 5 年 3 月 24 日東京地裁)

参照条文等: 民法 709 条

キーワード: 犯人 容貌及び音声の放送 名誉棄損 肖像権

【7】マンション敷地内の斜面地の崩落に対し管理組合及び区分所有者が販売会社、設計会社、管理会社に損害賠償を求めたところ、管理会社につき崩落防止の助言を行う義務及び安全保護を損なう行為を避ける義務に違反したとして請求の一部が認容された(令和 5 年 12 月 15 日横浜地裁)

参照条文等:民法 415 条(平 29 法 44 号改正前)・709 条・710 条

キーワード:管理会社 マンション敷地 崩落防止の助言を行う義務 安全保護を損なう行為を避ける義務

#### (知的財産)

【8】発明の名称を「動画像復号装置及び動画像符号化装置」とする発明に係る特許を取消した特許取消決定に対する取消訴訟であり、本件訂正は明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものではなく認められないとした判断に誤りはないとして原告の請求を棄却した事案(令和 6 年 9 月 11 日知財高裁)

参照条文等:特許法 126 条 5 項

キーワード:動画像復号装置 動画像符号化装置 特許請求の範囲の減縮

【9】特許権の回復を求めて提出した第 11 年分の特許料等を納付する旨の納付書及び回復理由書を却下された控訴人が本件処分は法令の解釈適用を誤り違法であると主張した。原審は控訴人の請求を棄却したため控訴人が控訴を提起したが棄却された(令和 6 年 9 月 25 日知財高裁)

参照条文等:特許法 112 条の 2 第 1 項

キーワード:特許権の回復 追納 正当な理由 処分取消請求

#### (刑法)

【10】原判決は犯罪被害財産の没収と同財産の価額の追徴を命じた第 1 審判決を破棄し、没収の対象を一部に限定して第 1 審と同額の追徴にとどめた。上告審は没収に換えて相当額の追徴を言い渡すことも許されるので原判決に違法があるとしつつも、これを破棄しなければ著しく正義に反するとまでは認められないとして上告を棄却(令和 6 年 10 月 7 日最高裁)

参照条文等:刑事訴訟法 402 条、令和 4 年改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 13 条 1 項・16 条 1 項

キーワード:犯罪被害財産 没収 追徴 不利益変更禁止

【11】少年法 32 条は「保護処分の決定」に対して抗告することができる旨を規定しているものであり、審判不開始決定(保護措置)に対しては、それが非行事実の認定を前提とするものであっても抗告は許されないとして抗告を棄却した事例(令和 5 年 8 月 18 日福岡高裁)

参照条文等:少年法 19 条 1 項・32 条

キーワード:審判不開始決定に対する抗告 保護措置 非行事実

【12】被告人の金銭の無心に応じなかった被害者に「殺害して天罰下る。自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ。」等と記載した葉書を送った脅迫被告事件。原判決は確定的故意はなかった等として無罪としたが、控訴審において原判決を破棄し、脅迫罪を認めた事例(令和 5 年 11 月 28 日東京高裁)

参照条文等:刑法 222 条

キーワード:葉書の郵送 害悪の告知 故意

【13】被告人が自身に好意を寄せている男性から約 1 億 5000 万円を詐取し、その手口をデータにして販売し同様の詐欺行為を帮助した等として原判決は懲役 9 年及び罰金 800 万円としたが、判決後に 1800 万円を賠償したこと等を踏まえ、懲役 8 年 6 月及び罰金 800 万円とした事例(令和 6 年 9 月 30 日名古屋高裁)

参照条文等:刑法 246 条

**キーワード:金銭の詐取 手口を記載したデータの販売 詐欺帮助、所得税法違反**

(社会法)

【14】Yの従業員 X は社内イベント自粛の要請にもかかわらず部下と会食し、部下の1人が飲酒運転事故を起こした事を理由に役職降格処分を受けたが、処分の無効を主張して地位確認を求め賃金及び賞与の差額支払を求めた。本判決は一審判決を変更してXの請求を概ね認容した(令和 5 年 1 月 26 日仙台高裁)

**参照条文等:労働契約法 7 条、労働基準法 11 条**

**キーワード:地位確認請求 賃金差額請求 飲酒運転 降格処分**

【15】Y社の社員Xは37人の部下を擁する部長だったが、育児休業中に部署が消滅し、復職後は電話営業の業務につかされる等したため、Yの措置を男女雇用機会均等法、育介法又は公序良俗に違反し、人事権の濫用であるとして損害賠償を求め、220万円の支払が認められた(令和 5 年 4 月 27 日東京高裁)

**参照条文等:雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 9 条 3 項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 10 条**

**キーワード:チームリーダー 育児休業から復職 不利益な取扱い 人事権の濫用**

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最三判令和 6 年 3 月 19 日 判例タイムズ 1523 号 93 頁

令和 4 年(受)第 2332 号 遺言無効確認等請求事件(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/826/092826\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/826/092826_hanrei.pdf)

B は平成 13 年 4 月に甥 Y1、A 及び養子 X に遺産を等しく分与する旨の自筆証書遺言を作成し、同 16 年 2 月 13 日に死亡した。唯一の法定相続人 X は、同月 14 日以降、所有の意思をもって B が所有していた不動産を占有し、遺言書の存在を知らず、単独で所有することを過失なく信じており、同 16 年 3 月に相続を原因とする所有権移転登記をした。同 31 年 1 月に Y2Y3 が遺言執行者に選任されたところ、X は同年 2 月に Y1 及び A に対し取得時効を援用する旨の意思表示をし、本件訴訟にて、Y1 及び A への持分移転登記請求権がないことの確認等を求めた。

相続回復請求権の消滅時効が完成する前でも相続財産の所有権を時効により取得できるかが争点となつたところ、本判決は、相続回復請求権の消滅時効と所有権の取得時効は要件及び効果を異にする別個の制度であり特別法と一般法の関係ではなく、相続回復請求権の相手方である表見相続人が上記消滅時効が完成する前に所有権を時効取得できないと定めた規定はない、相続回復請求権の消滅時効の趣旨は法律関係の早期かつ終局的な確定であり、取得時効が妨げられるとすると同趣旨に整合しないとして、表見相続人は真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても当該真正相続人が相続した財産の所有権を時効により取得できるとした。

参考条文等:民法 162 条・884 条

【2】名古屋高裁金沢支部判令和 4 年 12 月 7 日 判例時報 2600 号 50 頁

令和 3 年(ネ)第 109 号・令和 4 年(ネ)第 11 号 事務管理費用償還等請求控訴、同附帯控訴事件(取消・請求棄却(上告受理申立))

廃棄物処分場の立地自治体である X が、廃棄物処理業者 A 社(破産)が同処分場において廃棄物の不適正な処理をした結果生じた生活環境保全上の支障等の除去のための措置(水処理施設の維持管理や水質モニタリング等の措置、行政代執行)に要した費用について、同処分場に一般廃棄物を搬入してその処分を A 社に委託した排出自治体や排出自治体を構成団体とする事務組合である Y1 及び Y2 に対して、事務管理に基づく有益費償還請求を行った事案において、A 社が Y1 及び Y2 の区域外で行った不適正な廃棄物の処理につき委託した Y1 及び Y2 が生活環境の保全上必要な措置を講ずる義務を負うかが争点となつた。

原審(福井地判令和 3 年 3 月 29 日、判例時報 2514 号 62 頁)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は市町村(排出自治体)を一般廃棄物の処理責任の主体と定めて一般廃棄物の処理についての統括的な責任を負わせており、排出自治体は同責任を免れることから、生活環境の保全上必要な措置を講ずる義務を負うとし、X の請求を一部認容した。

控訴審は、排出自治体が一般廃棄物の処理についての統括的な責任を免れることがないという一般論は認めたが、そのことから排出自治体がその区域外において一般的廃棄物の不適切な処分が行われて生活環境の保全上支障又はそのおそれが生じた場合に支障除去又は防止のために必要な措置を講じる義務を負うことが直ちに導かれるわけではないとして、原判決を取り消し、X の請求を棄却した。

参照条文等:民法 697 条・702 条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 6 条の 2

【3】大阪高判令和 5 年 1 月 12 日 判例時報 2599 号 44 頁

令和 4 年(ネ)第 1432 号 損害賠償請求控訴事件(変更・請求一部認容(上告受理申立て<上告不受理>))

本件は、Y 市立小学校 4 年の図工の授業中、X の同級生が、木材に打ち込まれた釘を抜こうとマイナスドライバーを使用していた際に、同マイナスドライバーの先端が同木材を押させていた X の左目に当たるという事故が発生し、その結果、X は左外傷性角膜穿孔等の傷害を負い、視力低下のほか、コンタクトレンズを使用して矯正しても複視が残存する後遺症が残ったため、授業を担当していた教諭 A には、(1)マイナスドライバーの使用自体を指導してはならない義務、(2)マイナスドライバーの使用方法に関する説明義務及び指導義務、(3)マイナスドライバーを使用する際の席の配置につき注意すべき義務、(4)児童の行動等を監視すべき義務に違反した過失があるとして、X が Y に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、2419 万 7691 円の損害賠償を求めた事案である。

原審は、A は、釘を抜くための方法として、釘抜きを用いる方法のほか、釘抜きが差し込めない場合には、片手で木材を押さえ、もう一方の手でマイナスドライバーの先端を釘の頭と木材の間にこじ入れ、手首をひねって釘の頭を起こした上で釘抜きを使用する方法(本件方法)を児童の前で実演して説明したが、学習指導要領の記載等は本件方法を禁止するものではないこと、釘抜きが差し込めない場合に釘を抜く方法は本件方法以外ないこと等を理由に X の請求を棄却した。

本判決は、A は本件方法を行う際には周囲に他の児童がいないことを確認した上で行うよう説明する義務があるが、A はこれを怠り、また、本件方法による作業をしている児童の周辺や正面に児童が近づいていないかを監視する義務があり、A が児童の動静を注視していれば本件事故の発生を防ぐことができたとして、原判決を変更し、X の請求を一部認容(認容額 2084 万 2906 円)した。

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項

【4】東京高判令和 5 年 6 月 28 日 判例タイムズ 1523 号 143 頁

令和 4 年(ネ)第 1893 号 各損害賠償等、同反訴請求控訴事件(変更、上告)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/822/092822\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/822/092822_hanrei.pdf)

原告ら(個人及び部落解放同盟)は、被告らの、かつて被差別部落があったとされる地域(本件地域)の所在を明らかにする情報を記載した著作物の出版等や、原告らの個人情報のウェブサイト上の公表等により不利益を受けるおそれがあるとして、人格権に基づく救済措置として出版等の禁止、ウェブサイト上の記事等の削除及び公表の禁止並びに損害賠償等を求めた。

本判決は、本件地域の出身等を理由とする心理面における偏見や差別意識が依然として存在することは明らかであるとした上で、憲法 13 条及び 14 条 1 項の趣旨等に鑑みれば、人は誰しも不当な差別を受けることなく「人間として尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益」を有しており、自ら積極的に本件地域の出身等を明らかにしている者を除いて、人格的利益の侵害を理由に、現に本件地域に住所又は本籍を有する場合のみならず、過去にこれらを有していた場合等にも差別を受けるおそれがあるとして過去においてこれらを有していた場合についても差止請求及び損害賠償請求を認めたが、差止請求については、個人の人格的利益の侵害を理由とするものである以上、当該著作物に記載された都道府県の範囲で認容するとし、個人情報については、自ら積極的にインターネット上に公開しているといった事情が認めら

れる場合を除き、プライバシーの侵害にあたるとして、差止請求及び損害賠償請求を認めた。

参考条文等:民法 709 条

#### 【5】東京地判令和 4 年 11 月 22 日 判例時報 2600 号 61 頁

##### 令和 3 年(ワ)第 1143 号 損害賠償請求事件(棄却(控訴・控訴棄却))

夫婦の一方(X)が、他方(Y)に対し、婚姻前に自身の疾患(IgA 腎症、婚姻の数年前に高リスク群と診断されていた)について正確に告知しなかったこと等が告知義務違反に当たる旨主張し、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。

裁判所は、(1)婚姻における重要事項につき故意に虚偽の内容を述べ、その内容を要素として相手方が婚姻の決断に至った場合等、事案によっては不法行為が成立する余地はあるが、(2)広く告知義務を課し、これに反した場合の損害賠償責任を認めることは、婚姻前の時点で全面的にプライバシー情報を開示することを要求する結果や、過失による医学的な説明の誤りについても広く損害賠償責任を求める結果となりかねず、肯定し難いことから、(1)のような場合に至らない事案については不法行為の成否につき慎重に検討すべきとしたうえで、X の説明の一部に疑問があるとしつつも、IgA 腎症の予後のリスクをどの程度重要なものとみるかは評価が分かれることと解され、Y は X に対して一定程度の説明はしており、故意に虚偽の説明をしたとは断定し難いなどとして、告知義務違反は認められないと判示し、X の請求を棄却した。

参考条文等:民法 709 条

#### 【6】東京地判令和 5 年 3 月 24 日 判例時報 2599 号 60 頁

##### 令和 2 年(ワ)第 33533 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

本件は、X(不動産業に携わるとともに副業として私設私書箱業を営む自然人)が、主位的に、Y(放送事業者)は、X を取材した際にその容ぼう及び音声を収録した映像を使用して詐欺未遂事件の犯人が X であると断定する内容の複数の番組を平成 31 年 3 月 7 日から同月 8 日にかけて放送したことにより、X の名誉を毀損するとともに、放送する際には、X の容ぼうを放映せず、X の音声を加工する旨の合意をした上で取材したにもかかわらず、合意に違反して放送し、X の肖像権を侵害したとして、不法行為に基づく損害賠償として 2200 万円を請求し、予備的に、合意違反について債務不履行に基づき損害賠償を求めた事案である。なお、X は、平成 31 年 3 月 7 日、本件詐欺未遂事件等の被疑者として逮捕され勾留されたが、処分保留で釈放され、その後、公訴を提起しない処分とされた。

本判決は、本件各放送につき、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準とすれば、X が詐欺未遂事件の犯人であるなどの事実を適示するものといえるとして、Y による名誉棄損を認め、Y において X が犯人であると信じるにつき相当の理由があったと認めることはできないとし、本件放送は、念書に記載された約束に明らかに反するものといえ、X の容ぼうまで公表する必要性は認め難く、X の人格的・利益を侵害するものであり、不法行為上違法であるとして、550 万円(慰謝料 500 万円、弁護士費用 50 万円)の限度で請求を認容した。

参考条文等:民法 709 条

#### 【7】横浜地判令和 5 年 12 月 15 日 判例タイムズ 1523 号 188 頁

##### 令和 3 年(ワ)第 1509 号 損害金請求事件(一部認容、控訴)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/664/092664\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/664/092664_hanrei.pdf)

マンション敷地の一部(斜面地)が崩落し直下の市道を通行する女子高生 1 名が死亡した事故につき、管理組合及び区分所有者は、販売会社及び設計会社が斜面地の崩落防止策を講じなかつたこと、販売会社、販売代理店及び設計会社が斜面地の危険性について説明せず内容虚偽の説明をしたこと、マンション管理会社が斜面地の維持管理を適切に行わず、適切な助言をする義務を怠つたこと等の各義務違反があるとして、復旧費用等について民法 709 条、710 条(管理会社に対しては選択的に 415 条)に基づき損害賠償を求めた。

本判決は、販売会社について、マンション建設当時に取得した地質調査の専門業者作成の報告書は、斜面地に風化により強度が低下している部分があることは示しているものの、斜面保護工(モルタル吹き付け工)については斜面地の樹木の全面除去行う場合と明記しており、斜面地の風化対策の必要性があるとは読み取れないので同対策を行う義務はなく、斜面地の管理は管理組合又は管理会社によってなされることが通常期待されるので販売時に説明する義務はなかったとし、販売代理店についても、報告書記載の斜面の状況を知っていたとはいえないため上記説明すべき義務はなく虚偽の説明をした事実もないとし、設計会社についても、報告書の内容を把握しても風化対策等をとるべき必要性は認識できないため義務違反はないとしたが、管理会社については、販売会社から報告書を受領しており、条理上、管理組合に対し斜面地の崩落防止のための助言を行う義務及び安全保護を損なうような行為を避ける義務を負っていたにもかかわらず、助言をせず、木の伐採や除草作業を行っておりこれらに違反したとして不法行為責任を認め、41,933,800 円の支払いを認めた。

参考条文等:民法 415 条(平 29 法 44 号改正前)・709 条・710 条

#### (知的財産)

##### 【8】知財高判令和 6 年 9 月 11 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10124 号 特許取消決定取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/350/093350\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/350/093350_hanrei.pdf)

発明の名称を「動画像復号装置及び動画像符号化装置」とする発明に係る特許を取り消した特許取消決定に対する取消訴訟であり、本件訂正は明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものではなく認められないとした本件決定の判断に誤りはない等として、原告の請求を棄却した事案。

本件訂正は、特許請求の範囲の減縮を目的とするものであるから、願書に添付した本件明細書等に記載した事項の範囲内の訂正であるかどうか、本件明細書等に「動きベクトル候補の数を変更するための制御情報」が記載されているかについて検討する。

「変更フラグ」に係る制御情報は、動きベクトル候補の数の変更を目的とするものと理解することはできず、変更フラグは、「動きベクトル候補の数を変更するための制御情報」に当たらない。

「閾値 Th」に係る制御情報は、ベクトル数の変更に関する情報ではあるが、変更に結果的、間接的に寄与するものにすぎず、動きベクトル候補の数の変更を目的とするものと解することはできないから、「動きベクトル候補の数を変更するための制御情報」に該当しない。

また、「最大ベクトル数」に係る制御情報は、ベクトル数の変更に関する情報ではあるが、変更に結果的、間接的に寄与するものにすぎず、動きベクトル候補の数の変更を目的とするものと解することはできないから、「動きベクトル候補の数を変更するための制御情報」に該当しない。

以上によれば、本件明細書には「動きベクトル候補の数を変更するための制御情報」に該当する情報は記載されておらず、他に上記情報に該当する情報に関する記載は見当たらない。したがって、本件訂正は、本

件明細書等に記載のない事項を更に限定する訂正事項を含むものであるから、本件明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものではない。

#### 参考条文等:特許法 126 条 5 項

#### 【9】知財高判令和 6 年 9 月 25 日

令和 6 年(行コ)第 10002 号 特許料納付書却下処分取消請求控訴事件 特許権 行政訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/384/093384\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/384/093384_hanrei.pdf)

特許権の回復を求めて提出した第 11 年分の特許料等を納付する旨の納付書及び回復理由書を却下された控訴人が、本件処分は法令の解釈適用を誤ってされた違法なものであると主張したが、原審は控訴人の請求を棄却する判決をしたところ、これを不服として控訴人は控訴を提起したが、棄却された事案。

(1)原告は、令和 3 年改正法は、公布から施行までの期間が長期に過ぎるから、施行期日について定める令和 3 年改正法附則 1 条 5 号の定める期間のうち公布の日から起算して 4 月半を超える部分又は本件施行日政令は違憲無効であり、本件には現行の特許法 112 条の 2 第 1 項の規定が適用されるなどと主張する。

しかしながら、憲法上、法律の公布から施行までの期間について定めた規定はなく、法の適用に関する通則法 2 条本文は、法律は公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する旨規定しているが、同条ただし書によれば、法律でこれと異なる施行期日を定めることは妨げられない。同条ただし書は、異なる施行期日を定めるべき場合について何ら特定していないから、法律の施行期日をどのように定めるのかについては、当該法律を制定した立法機関の広範囲の裁量が認められるべきである。原告の主張する各事由(多くの法律の例や、改正前特許法の施行までの期間、現実の必要性等)を理由に令和 3 年改正法の施行期日が公布の日から 4 月半以内であることが憲法により一義的に要請されることになるなどとは認めるとはできない。また、令和 3 年改正法附則 1 条 5 号の対象となる特許法の改正部分は、特許料の納付に関する部分に限られたものではなく、他に出願人や権利者が手続上のミスのため権利等を失うなどした場合も含め、これを回復するための基準をいわゆる「故意でない基準」に変更することを内容とした各規定の改正部分であり、各方面への周知期間、現場における施行準備等を考慮すると、施行期日を公布の日から起算して 2 年を超えない範囲において政令で定める日とする旨を定めた同号の規定内容がおよそ不合理な内容のものと認めることもできない。したがって、同号の規定する期間について立法機関の裁量の逸脱又は濫用は認められず、同号の規定に基づき施行日を令和 5 年 4 月 1 日と定めた本件施行日政令も違憲になることはない。よって、原告の主張を採用することはできない。

(2)原告は、本件で改正前特許法 112 条の 2 第 1 項の規定によるとしても、同項の「正当な理由」があると主張し、具体的には、新型コロナウィルス感染症拡大の影響により、本件弁理士の介護事業の不振や本件弁理士のうつ病のり患、悪化が生じ弁理士業務の遂行ができなかったことや、原告による新たな弁理士の選任が困難であったことなどを主張するが、原告の主張する事由が前記感染症拡大の影響により生じたことを認めることは裏付けとなる的確な証拠が提出されておらず困難である。よって、原告の主張を採用することはできない。

#### 参考条文等:特許法 112 条の 2 第 1 項

#### (刑法)

#### 【10】最三決令和 6 年 10 月 7 日 裁判所 HP

令和 4 年(あ)第 1059 号 各組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件  
(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/401/093401\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/401/093401_hanrei.pdf)  
(事案)

第 1 審判決は、(1)被告人(暗号資産仮想通貨交換所運営会社)に対する暗号資産等債権で、ア同社のアカウント内に残存する資産である暗号資産及びイ金銭債権(当該債権は犯罪被害財産)を没収するとともに、(2)犯罪被害財産の価額を追徴する旨言い渡したのに対して、被告人が控訴した。

原判決は、没収について、暗号資産の移転を目的とする債権は令和 4 年改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「法」という。)13 条 1 項にいう「金銭債権」に当たらないとして、第 1 審判決を破棄し、没収の対象を前記(1)イに相当する預金返還請求権に限定し、検察官が前記(1)アの相当価額を被告人からの追徴額に加算すべきである旨主張したのに対し、没収に換えて追徴を科すことは利益剥奪の対象が個別財産から一般財産に広がることとなり、被告人の不利益になる旨説示して、第 1 審判決と同額の追徴にとどめた。

(判旨)

被告人のみが控訴した場合、第 1 審判決が没収するとした財産につき、控訴審判決において、没収に換えて法 16 条 1 項の規定によりその相当価額の追徴を言い渡すことは、刑訴法 402 条にいう「原判決の刑より重い刑を言い渡すことにはならず、原判断には違法がある。本件において、控訴審判決が、被告人両名から前記(1)アの財産を没収するのに換えてその相当価額を第 1 審判決における被告人からの追徴額に加算することも許される。

もっとも、法 13 条 1 項、16 条 1 項による没収、追徴は任意的なものであり、被告人が收受した犯罪収益の総額が多額に上る中で、被告人が現に得た利益はごく一部にとどまり、原判決は、被告人に対し、被告人が現に得た利益の大部分に相当する額の追徴を言い渡していること等の事情により、原判決が前記(1)アの額を追徴額に加算しなかったことをもって、これを破棄しなければ著しく正義に反するとまでは認められないとして、上告を棄却した。

参考条文等: 刑事訴訟法 402 条、令和 4 年改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 13 条 1 項・16 条 1 項

**【11】福岡高決令和 5 年 8 月 18 日 判例タイムズ 1523 号 165 頁**

令和 5 年(<)第 60 号 審判不開始決定に対する抗告申立事件(抗告棄却、再抗告(後再抗告棄却))

少年 X がバス内で痴漢行為をした事案につき、原審である家庭裁判所は審判開始決定をし、審判期日で迷惑防止条例違反に該当する非行事實を認定した上で、審判開始決定を取り消して、調査等の教育的な働きかけにより要保護性が解消したと認められることを理由とする審判不開始決定(保護措置)をした。これに対し、決定に影響を及ぼす法令違反及び X は本件非行をしていないから重大なる事実誤認があるとして抗告が申立てられたところ、本決定は、少年法 32 条は「保護処分の決定」に対して抗告することができる旨を規定しているものであるから、本件のような審判不開始決定に対しては、それが非行事實の認定を前提とするものであっても抗告は許されないとして抗告を棄却した。

参考条文等: 少年法 19 条 1 項・32 条

**【12】東京高判令和 5 年 11 月 28 日 判例時報 2600 号 104 頁**

## 令和 5 年(う)第 301 号 脅迫被告事件(破棄自判(上告))

被告人が、金銭を無心したことに対し応じなかった者(被害者)に対し「殺害して天罰下る。自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ。」などと記載した葉書を郵送し、被害者に閲読させたという脅迫被告事件。

原判決(横浜地判令和 5 年 1 月 30 日、判例時報 2600 号 107 頁掲載)は、自身の要求を黙殺したら被害者やその家族に対して天罰が下るとの警告であるとした上で、被告人には被害者に害悪を加えるつもりがなかったから確定的故意ではなく、仮に被害者の立場に置かれた一般人であればこれを被害者に対する害悪の告知と解するのが相当であるとしても、被告人にそのような誤解のおそれの認識がなく未必の故意も認められないと判断し、無罪を言い渡した。

控訴審は、脅迫の実行行為は、一般人にとって畏怖心を生じさせるに足りる程度の害悪を告知する行為であり、告知内容の認識及び相手方の了知の予見があれば脅迫の故意としては足りるのであって、害悪を発生させる意図、認識は不要であるから、脅迫罪の成否判断に当たっては、まず当該行為が一般人にとって畏怖心を生じさせるに足りる程度の害悪の告知と認められるか否かを具体的な事情も考慮して客観的に検討し、それが認められる場合に、行為者にその告知内容の認識があるか否かを検討すべきであると判示した。そして、この観点で本件を検討すると、被告人が葉書を被害者宛に郵送して閲読させた行為が脅迫に該当し、被告人に故意があったことも明らかで、原判決は脅迫及びその故意についての解釈を誤っているとして、原判決を破棄し、脅迫罪を認め、懲役 6 月執行猶予 3 年の有罪判決を言い渡した。

参考条文等:刑法 222 条

## 【13】名古屋高判令和 6 年 9 月 30 日 裁判所 HP

令和 6 年(う)第 170 号 詐欺帮助、詐欺、所得税法違反被告事件(破棄自判)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/394/093394\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/394/093394_hanrei.pdf)

被告人が、(1)自身に好意を寄せている男性から種々の虚偽の資金需要名下に 3 名合計約 1 億 5000 万円を詐取し、(2)その手口を記載したデータを販売して他者の同様の詐欺行為を帮助し(被害額約 1000 万円)、(3)これらに関し約 4000 万円の所得税を免れたという事案で、懲役 9 年及び罰金 800 万円の原判決は相当としながらも、原判決後に 1800 万円の損害賠償がされ、その他にも被害回復に向けた動きがあること等を踏まえ、原判決を破棄し、懲役 8 年 6 月及び罰金 800 万円とした。

参考条文等:刑法 246 条

## (社会法)

## 【14】仙台高判令和 5 年 1 月 26 日 判例時報 2599 号 80 頁

令和 4 年(ネ)第 253 号・第 305 号 地位確認等請求控訴、同附帯控訴事件(一部変更(確定))

本件は、Y の従業員 X が、Y に対し、課長補佐の地位からの降格処分が無効であると主張して、課長補佐の地位にあることの確認を求めるとともに、降格前の労働契約に基づき、賃金及び賞与の差額支払を求めた事案である。Y は、令和 2 年 2 月 28 日、新型コロナウイルス感染対策のため、在宅勤務を従業員に通知し、併せて懇親会を含む社内イベントの開催を控えるよう要請したが、その日の勤務終了後、X は、部下 2 人と会食し、1 人とは深夜まで会食し別れたあと、その部下が帰宅時に駐車場内で飲酒運転をして物損事故を起こし自主退社することとなり、X は、等級制度の規程に定める降格要件のうち「現在の等級に在籍していることが不適当と認められる者」に該当するとして 7 等級から 6 等級に降格され、降格決定に伴

い基本給が減額された。

原審は、課長補佐の地位にあること及び賃金の差額支払請求を認容したが、賞与については具体的請求権を有するものではないとして差額支払請求を棄却したところ、Y が控訴、X が附帯控訴した。

本判決は、降格決定について、出張所の一部の少人数で会食したことは、会社の通知により開催を控えるよう要請された社内イベントや懇親会にはあたらないから通知に反するとはいえない等を理由に降格決定は無効であると判断し、賃金の差額支払請求を全部認容し、賞与の差額支払請求については、7 等級として X の人事評価をすれば受けられたはずの成果評価を前提に算定した賞与額と実際に支払われた賞与額との差額の限度で請求を認めた。

参照条文等:労働契約法 7 条、労働基準法 11 条

【15】東京高判令和 5 年 4 月 27 日 判例タイムズ 1523 号 129 頁

令和元年(ネ)第 5013 号 地位確認等請求控訴事件(変更、確定)

X はクレジットカードを発行する Y 社にて 37 人の部下を擁するチームリーダー(営業管理職の部長)に従事していたが、育児休業中に組織変更によりチームは消滅し(措置 1-1)、復職後は新設したセールス部門の部下のいないマネージャーとして(措置 1-2)、新規販路開拓に関する業務となり、その後は専ら電話営業の業務となった。その後の組織変更(措置 2)でも引き続き同様の業務となり、復職後最初の人事評価でリーダーシップの項目の評価が最低とされた(措置 3)。X はこれらの各措置が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「均等法」という。)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育介法」という。)又は公序良俗に違反し、人事権の濫用であって違法であるとして損害賠償を求めた。

本判決は、措置 1-1 については業務上の必要性に基づくもので妊娠出産等を理由とするものではないとしたが、措置 1-2 については、基本給や手当等の面において直ちに経済的な不利益を伴わない配置の変更であっても、業務の内容面において質が著しく低下し、将来のキャリア形成に影響を及ぼしかねないものについては、労働者に不利な影響をもたらす処遇にあたるとし、X が自由な意思に基づいて承諾したと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するともいえない等として、措置 2 も引き続き部下を付けることなく電話営業等を行わせた限度において、措置 3 も措置 1-2、2 の結果なので、いずれも均等法及び育介法が禁止する「不利益な取扱い」に当たるほか、人事権を濫用するもので公序良俗にも反するとし、220 万円の支払いを認めた。

参照条文等:雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 9 条 3 項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 10 条

(紹介済み判例)

東京高判令和 3 年 11 月 4 日 判例時報 2600 号 21 頁

令和 3 年(ネ)第 1558 号 賃料減額確認請求控訴事件(控訴棄却(確定))

→法務速報 253 号 8 番で紹介済み

最二判令和 4 年 4 月 18 日 判例タイムズ 1523 号 109 頁

令和 2 年(あ)第 131 号 横領被告事件(破棄差戻)

→法務速報 252号 15番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/098/091098\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/098/091098_hanrei.pdf)

**最一決令和 5年 10月 26日 判例タイムズ 1523号 106頁**

令和 4年(許)第 14号 特別の寄与に関する処分申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

→法務速報 271号 2番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/453/092453\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/453/092453_hanrei.pdf)

**最二判令和 5年 11月 27日 判例時報 2599号 26頁**

令和 3年(受)第 1620号 取立金請求事件(破棄自判)

→法務速報 272号 1番で紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/519/092519\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/519/092519_hanrei.pdf)

**最三判令和 6年 3月 12日 判例タイムズ 1523号 100頁**

令和 4年(受)第 1041号 共通義務確認請求事件(破棄自判)

→法務速報 250号 13番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/808/092808\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/808/092808_hanrei.pdf)

**最三判令和 6年 3月 26日 判例タイムズ 1523号 72頁**

令和 4年(行ツ)第 318号、令和 4年(行ヒ)第 360号 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件(破棄差戻)

→法務速報 276号 16番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/849/092849\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/849/092849_hanrei.pdf)

**最三判令和 6年 4月 16日 判例タイムズ 1523号 84頁**

令和 5年(受)第 365号 損害賠償等請求本訴、損害賠償請求反訴事件(一部破棄差戻、一部上告棄却)

→法務速報 276号 19番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/906/092906\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/906/092906_hanrei.pdf)

**最二判令和 6年 4月 26日 判例タイムズ 1523号 80頁**

令和 5年(受)第 604号 損害賠償等請求事件(破棄差戻)

→法務速報 277号 17番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/928/092928\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/928/092928_hanrei.pdf)

**最三判令和 6年 5月 7日 判例タイムズ 1523号 66頁**

令和 5年(行ツ)第 334号 法人税青色申告承認取消処分取消請求事件(上告棄却)

→法務速報 277号 14番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/950/092950\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/950/092950_hanrei.pdf)

最一決令和 6 年 7 月 17 日 裁判所 HP

令和 6 年(し)第 462 号 逮捕状発付の裁判に対する特別抗告事件(抗告棄却)

→法務速報 280 号 13 番で紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/227/093227\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/227/093227_hanrei.pdf)

## 2. 令和 6 年(2024 年)10 月 18 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 214 4

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

・・・昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づき、多くの方々が耐え難い苦痛と苦難を受けてきたことに鑑み、その被害の回復を図るため、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給に関し必要な事項等を定めた法律。

## 3. 10 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

尾島史賢／編集代表 溝上絢子 仲谷仁志／編 新日本法規 24,730 円

死後事務委任契約 相談対応マニュアル 契約の提案から締結・履行、事務の終了まで

大村敦志 窪田充見／編 有斐閣 2,420 円

解説 民法(家族法)改正のポイントI 2018~2022 年民法改正編

藤井裕子／著 新日本法規 3,630 円

Q&A マイクロモビリティによる交通事故の責任・保険・過失相殺 電動キックボード・電動立ち乗り二輪ボード・モペット

安達敏男 吉川樹士／著 日本加除出版 3,520 円

新制度まるわかり! 家族法改正ガイドブック 共同親権・養育費の支払確保・親子交流・未成年養子縁組・財産分与

大塚直 米村滋人／編著 商事法務 7,700 円

多様なリスクへの法的対応と民事責任

西岡清一郎／監修 櫻井俊之／著 民事法研究会 民事法研究会 3,300 円

## 執行現場から学ぶ！明渡・子の引渡等執行の実務★

鎌田 薫 加藤新太郎 松本恒雄／編 日本評論社 5,280 円

債権法改正講座 第1巻 総論・総則

鎌田 薫 加藤新太郎 松本恒雄／編 日本評論社 5,500 円

債権法改正講座 第2巻 債権総論

松尾剛行／著 学陽書房 3,520 円

実務の落とし穴がわかる！契約書審査のゴールデンルール 30

満田忠彦 小堺眞史 松田 章／編 青林書院 5,390 円

夫婦関係モデル文例と実務解説

### 4. 10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

平沼高明法律事務所／編 第一法規 4,730 円

“KeyPoint でわかる”弁護士のためのリスクマネジメント事例にみる弁護過誤 どうすれば回避できたのか

中村 真／著 学陽書房 3,410 円

一生使えるスキルが身につく！ 弁護士1年目の教科書

東京弁護士会至誠会／編 ぎょうせい 3,960 円

弁護士のための実践 中小企業 M&A 支援のあり方・契約書作成・法務 DD・PMIまで★

嶋崎 量／著 旬報社 4,400 円

最新テーマ別[実践]労働法実務 4 労働者が円満退職するための法律実務

東京弁護士会 労働法制特別委員会公務員労働法制研究部会／編 ぎょうせい 4,950 円

公務員労働事件の実務対応

第二東京弁護士会 労働問題検討委員会／編 新日本法規 4,620 円

Q&A 実務家のためのフリーランス法のポイントと実務対応

第二東京弁護士会 労働問題検討委員会／編著 第一法規 4,070 円

ケーススタディでわかるフリーランス・事業者間取引適正化等法の実務対応

## 5. 発刊書籍<解説>

### 「執行現場から学ぶ！明渡・子の引渡し等執行の実務」

不動産明渡し、動産執行、自動車執行、子の引渡し等の手続の流れや、現場で想定される関係者間のやりとりについて分かりやすく解説されている。申立書等の参考書式も掲載されており有益である。

### 「弁護士のための実践 中小企業 M&A 支援のあり方・契約書作成・法務 DD・PMI まで」

中小企業の事業承継として M&A を実施するにあたり、弁護士がどの場面でどのように関与するのか、流れに沿ってポイントが具体的に解説されている。「中小 M&A ガイドライン」、「中小 PMI ガイドライン」等の参照すべき資料や書式例も分かりやすく紹介されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。